

第二段階破綻処理入札における入札締切時刻等の見直しに伴う「国債店頭取引 清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則」の一部改正について

I. 改正趣旨

清算参加者破綻時における破綻処理入札について、入札を行う清算参加者の利便性向上のために、国債の市場慣行を踏まえ入札締切時刻及び入札方法を見直すことを目的として、国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則について、別紙のとおり所要の改正を行うこととします。

II. 改正概要

- | | (備考) |
|--|---|
| 1. 第二段階破綻処理入札の入札締切時刻の見直し | |
| ・ 入札結果通知の時間帯が、国債先物市場の午後オープニング及び財務省の国債入札結果公表時間帯と重複しており、清算参加者の負荷が集中しているため、第二段階破綻処理入札の入札締切時刻を現在の午後0時から午前11時30分に変更します。 | ・ 国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則（以下「破綻処理規則」といいます。）第13条第1項 |
| 2. 第二段階破綻処理入札の入札方法の見直し | |
| ・ 第二段階破綻処理入札における入札成立の可能性を高めるために、銘柄ごとに1社が全額入札する入札方式を、複数社による部分的な入札も可能とする入札方式に変更します。 | ・ 破綻処理規則第11条第2号、第13条第3項及び第4項 |
| 3. その他 | |
| ・ その他、所要の改正を行います。 | |

III. 施行日

2016年10月3日から施行します。

以上

国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第一段階破綻処理入札に関する基本的事項)</p> <p>第7条 当社は、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、次に定める要領により第一段階破綻処理入札を実施するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第一段階破綻処理入札における入札は、第一段階破綻処理入札の対象者が、第9条第1項に規定する時間内に、<u>入札金額</u>(各入札対象取引の成立に伴い当社及び落札参加者の間で授受される正数又は負数の受渡金額(入札対象取引の決済のために当社との間で授受する金銭の総額であって、当該額が負数の場合は落札清算参加者が当該額の絶対値に相当する額を当社に支払うこととなるものをいう。)をいう。以下同じ。)を提示することにより行う。</p>	<p>(第一段階破綻処理入札に関する基本的事項)</p> <p>第7条 当社は、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、次に定める要領により第一段階破綻処理入札を実施するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第一段階破綻処理入札における入札は、第一段階破綻処理入札の対象者が、第9条第1項に規定する時間内に、各入札対象取引の成立に伴い当社及び落札参加者の間で授受される正数又は負数の受渡金額(入札対象取引の決済のために当社との間で授受する金銭の総額であって、当該額が負数の場合は落札清算参加者が当該額の絶対値に相当する額を当社に支払うこととなるものをいう。)を<u>入札金額</u>として提示することにより行う。</p>
<p>(第二段階破綻処理入札に関する基本的事項)</p> <p>第11条 当社は、<u>前条第4項</u>の規定により、第一段階破綻処理入札における入札対象取引の全部又は一部について落札金額及び落札参加者の確定を行わなかった場合、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、次に定める要領により第二段階破綻処理入札を実施するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第二段階破綻処理入札における入札は、第二段階破綻処理入札の対象者が、<u>第13条第1項</u>に規定する時間内に、<u>額面100円あたりの入札金額及び入札額面</u>を提示することにより行う。</p>	<p>(第二段階破綻処理入札に関する基本的事項)</p> <p>第11条 当社は、<u>第9条第4項</u>の規定により、第一段階破綻処理入札における入札対象取引の全部又は一部について落札金額及び落札参加者の確定を行わなかった場合、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、次に定める要領により第二段階破綻処理入札を実施するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第二段階破綻処理入札における入札は、第二段階破綻処理入札の対象者が、<u>第9条第1項</u>に規定する時間内に、<u>各入札対象取引の成立に伴い当社及び落札参加者の間で授受される正数又は負数の受渡金額(入札対象取引の決済のために当社との間で授受する金銭の総額であって、当該額が負数の場合は落札清算参加者が当該額の絶対値に相当する額を当社に支払うこととなるものをいう。)</u></p>

<p>(第二段階破綻処理入札の実施)</p> <p>第13条 当社は、第二段階破綻処理入札実施日の午前9時から<u>午前11時30分</u>まで、第二段階破綻処理入札を実施する。ただし、当社は、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、破綻処理入札の時間を変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第二段階破綻処理入札における落札は、入札対象取引ごとに、<u>額面100円あたりの入札金額が低いものから順に、入札対象取引の額面に満つるまで</u>行われるものとする。</p> <p>4 前項の場合において、同一の<u>額面100円あたりの入札金額</u>が複数あるときは、抽選により落札参加者を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成28年10月3日から施行する。</p>	<p><u>を入札金額として提示することにより行う。</u></p> <p>(第二段階破綻処理入札の実施)</p> <p>第13条 当社は、第二段階破綻処理入札実施日の午前9時から<u>午後0時</u>まで、第二段階破綻処理入札を実施する。ただし、当社は、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、破綻処理入札の時間を変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第二段階破綻処理入札における落札は、入札対象取引ごとに<u>最も低い入札金額を落札金額とし、当該落札金額にて入札を行った破綻処理入札参加者を落札参加者として</u>行われるものとする。</p> <p>4 前項の場合において、同一の<u>入札金額</u>が複数あるときは、抽選により落札参加者を定めるものとする。</p>
---	--